改正 2015年12月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、青山学院大学(以下「本学」という。)において行う共同研究について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「共同研究」とは、本学が本学外の組織(以下「共同研究組織」 という。)から研究者、研究に要する経費(以下「研究費」という。)等を受け入れて、 本学と共同研究組織が特定の課題について分担して行う研究をいう。

(研究の実施)

- 第3条 共同研究の実施に際しては、本学の専任教員が当該共同研究の担当者(以下「研究担当者」という。)として研究に当たるものとする。
- 2 共同研究は、本学と共同研究組織とが、原則として対等な立場で、適切に役割分担をして行うものとする。
- 3 共同研究の実施は、本学における本来の教育研究業務の支障となるものであってはならない。

(実施の条件)

- 第4条 本学は、共同研究の実施に当たっては、以下の各号の全ての条件を付すものとする。ただし、当該共同研究に係る契約書においてこれと異なる定めを置いた場合は、この限りでない。
 - (1) 共同研究は、共同研究組織が一方的に中止することができないこと。
 - (2) 研究費で取得した施設、設備、物品等は、原則として共同研究終了後も共同研究組織に返還しないこと。
 - (3) 本学が、やむを得ない事由により共同研究を中止し、又は研究期間を延長したことにより共同研究組織が損害を受けた場合において、本学は当該損害に対して責任を負わないこと。
 - (4) 本学がやむを得ない事由により共同研究を中止した場合であっても、原則として 研究費を共同研究組織に返還しないこと。

(申請手続)

第5条 本学に共同研究の実施の申込みをしようとする者は、研究担当者と協議の上、所定の申請書及び当該共同研究に係る契約書の原案を作成し、研究担当者の所属する学部の長(大学院研究科にあっては研究科の長、機構又はセンターにあってはその長とする。以下「所属学部長等」という。)を経て、学長に提出する。

- 2 学長は、前項の規定により申請書及び契約書の原案が提出されたときは、前条の条件 等を確認した後、当該共同研究の実施の諾否を決定する。 (契約)
- 第6条 学長が前条の規定により共同研究の実施を決定した場合には、研究担当者は、共同研究組織と協議の上、当該共同研究に係る契約締結の手続を行う。
- 2 前項の契約締結の手続は、別に定める契約書の取扱いに関する内規による。 (本学からの申込み)
- 第7条 前2条の規定にかかわらず、本学の専任教員は、所定の申請書及び契約書の原案 を作成し、所属学部長等及び学長の承認を得た上で、共同研究組織に共同研究の実施 の申込みを行うことができる。
- 2 前項の申込みを共同研究組織が承諾した場合には、研究担当者は、共同研究組織と協議の上、当該共同研究に係る契約締結の手続を行う。
- 3 前項の契約締結の手続は、別に定める契約書の取扱いに関する内規による。 (研究費)
- 第8条 共同研究組織は、契約締結後、速やかに研究費を学校法人青山学院(以下「本法人」という。)の口座に払い込むものとする。
- 2 研究費は、以下の各号の経費の合計額とする。
 - (1) 直接経費 物品費、旅費、人件費、謝金等の共同研究の遂行に直接必要な経費に 相当する額
 - (2) 間接経費 共同研究の遂行に関連して本法人及び本学が必要となる経費に相当する額
- 3 前項第2号の間接経費の詳細は、別に定める細則による。
- 4 研究担当者は、研究費を契約書に記載された研究期間内に使用しなくてはならない。 ただし、研究遂行上の理由で、当初の研究期間を超えて使用する必要が生じた場合は、 事前に理由書を添えて学長に申出を行い、学長の承認を得ることにより、研究期間を 超えて研究費を使用することができる。
- 5 研究費の使用は、学校法人青山学院経理規則、学校法人青山学院物品調達規則その他本法人の諸規則に基づいて行わなければならない。 (施設等の帰属)
- 第9条 共同研究の研究費によって取得した施設、設備、物品等は、契約に別段の取決めがある場合を除いて、本学に帰属する。

(終了報告)

第 10 条 研究担当者は、共同研究が終了した場合には、終了報告書を作成し、所属学部 長等を経て学長に提出する。

(共同研究の中止等)

- 第11条 学長は、天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、共同研究組織と協議の上、当該共同研究を中止し、又はその期間の延長を決定することができる。
- 2 学長は、前項の規定により当該共同研究を中止し、又はその期間の延長を決定した場合には、その旨を共同研究組織に通知するとともに、当該共同研究に係る契約を解除し、又は変更するものとする。

(知的財産の取扱い)

- 第12条 研究成果の公表の時期及び共同研究の実施に伴って生ずる知的財産に関する権利の帰属は、本学と共同研究組織との協議の上、決定する。この場合において、本学は、事前に研究担当者と協議した上で、共同研究組織との協議に当たるものとする。
- 2 共同研究に携わる者は、前項の規定により公表の時期が決定するまでは、研究成果の公開、発表等を控えるものとする。

(所管)

- 第13条 この規則は、研究推進部が所管する。
- 2 前項の規定にかかわらず、共同研究に係る事務は、青山キャンパスにあっては研究推進部が、相模原キャンパスにあっては相模原事務部が行う。ただし、本学の教育研究施設及び社会連携機構における共同研究については、その組織の事務を所管する部署において行う。

(改廃手続)

第14条 この規則の改廃は、学部長会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会 の承認を得て、学長がこれを行う。

附則

この規則は、2013年4月1日から施行する。

附 則(2015年12月15日)

この規則は、2015年12月16日から施行し、2015年4月1日から適用する。